



2025年11月25日

各 位

会 社 名 レ ジ ル 株 式 会 社
代 表 者 名 代表取締役社長 丹 治 保 積
(コード番号: 176A 東証グロース市場)
問 合 わ せ 先 取 締 役 C F O 山 本 直 隆
TEL. 03-6846-0900 (代表)

(変更) 株式併合並びに単元株式数の定めの廃止及び定款の一部変更に関する
臨時株主総会開催のお知らせ

2025年11月20日に公表いたしました「株式併合並びに単元株式数の定めの廃止、決算期（事業年度の末日）の変更及び定款の一部変更に関する臨時株主総会開催のお知らせ」（以下「本プレスリリース」といいます。）記載のとおり、当社は、2026年1月14日を効力発生日として、当社の普通株式について504,722株を1株に併合する旨の当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うため、2025年11月20日開催の取締役会において、2025年12月23日開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を招集し、本臨時株主総会に株式併合並びに単元株式数の定めの廃止及び定款の一部変更について付議することを決議しておりました。その後、当社は、株式会社証券保管振替機構より2026年1月9日を上場廃止日とすることが内部規程上の制約からできない旨の連絡を受けたことから、2025年11月25日付で、本株式併合に係る議案の内容に関して、本株式併合の効力発生日を2026年1月16日に変更する旨の取締役会決議を行いました。

そのため、本プレスリリースについて、その内容の一部に変更すべき事項がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。変更箇所につきましては、下線で示しております。

なお、これにより、当社株式は、2025年12月23日から2026年1月13日までの間、整理銘柄に指定された後、2026年1月14日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所グロース市場において取引することはできませんので、ご留意くださいますようお願いいたします。

記

III. 株式併合について

1. 株式併合の目的及び理由

【変更前】

本公開買付け並びに、当社の株主を公開買付者及び本不応募合意株主のみとするため、2026年1月14日を効力発生日として、当社株式について504,722株を1株に併合する旨の当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を含む本取引の目的及び背景の詳細は、本意見表明プレスリリースにおいてお知らせしたところですが、以下に改めてその概要を申し上げます。なお、以下の記載のうち公開買付者に関する記述は、公開買付者から受けた説明に基づくものです。

【変更後】

本公開買付け並びに、当社の株主を公開買付者及び本不応募合意株主のみとするため、2026年1月16日を効力発生日として、当社株式について504,722株を1株に併合する旨の当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を含む本取引の目的及び背景の詳細は、本意見表明プレスリリースにおいてお知らせしたところですが、以下に改めてその概要を申し上げます。なお、以下の記載のうち公開買付者に関する記述は、公開買付者から受けた説明に基づくものです。

(4) 本公開買付の結果等

【変更前】

その後、上記のとおり、本公開買付けが成立いたしましたが、公開買付者は、本公開買付けにより当社株式の全て（但し、本新株予約権（第7回以外）の行使により交付される当社株式を含み、本不応募株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得できなかったことから、当社は、公開買付者からの要請により、2025年11月20日開催の当社取締役会において、当社の株主を公開買付者及び本不応募合意株主のみとし、当社株式を非公開化するために、本臨時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、本株式併合を実施することとし、本株式併合に係る議案を本臨時株主総会に付議することを決議いたしました。

【変更後】

その後、上記のとおり、本公開買付けが成立いたしましたが、公開買付者は、本公開買付けにより当社株式の全て（但し、本新株予約権（第7回以外）の行使により交付される当社株式を含み、本不応募株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得できなかったことから、当社は、公開買付者からの要請により、2025年11月20日開催の当社取締役会において、当社の株主を公開買付者及び本不応募合意株主のみとし、当社株式を非公開化するために、本臨時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、本株式併合を実施することとし、本株式併合に係る議案を本臨時株主総会に付議することを決議いたしました。そして、当社は、株式会社証券保管振替機構より2026年1月9日を上場廃止日とすることが内部規程上の制約からできない旨の連絡を受けたことから、2025年11月25日付で、本株式併合に係る議案の内容に関して、本株式併合の効力発生日を2026年1月16日に変更する旨の取締役会決議をいたしました。

2. 株式併合の要旨

(1) 株式併合の日程

【変更前】

臨時株主総会基準日公告日	2025年10月6日（月曜日）
臨時株主総会基準日	2025年10月21日（火曜日）
取締役会決議日	2025年11月20日（木曜日）
臨時株主総会開催日	2025年12月23日（火曜日）（予定）
整理銘柄指定日	2025年12月23日（火曜日）（予定）
当社株式の最終売買日	2026年1月 <u>8</u> 日（木曜日）（予定）
当社株式の上場廃止日	2026年1月 <u>9</u> 日（金曜日）（予定）
本株式併合の効力発生日	2026年1月 <u>14</u> 日（水曜日）（予定）

【変更後】

臨時株主総会基準日公告日	2025年10月6日（月曜日）
臨時株主総会基準日	2025年10月21日（火曜日）
取締役会決議日	2025年11月20日（木曜日）
<u>本株式併合の効力発生日の変更に係る取締役会決議日</u>	<u>2025年11月25日（火曜日）</u>
臨時株主総会開催日	2025年12月23日（火曜日）（予定）
整理銘柄指定日	2025年12月23日（火曜日）（予定）
当社株式の最終売買日	2026年1月 <u>13</u> 日（火曜日）（予定）
当社株式の上場廃止日	2026年1月 <u>14</u> 日（水曜日）（予定）
本株式併合の効力発生日	2026年1月 <u>16</u> 日（金曜日）（予定）

(2) 株式併合の内容

- ① 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金額の額

- (i) 会社法第235条第1項又は同条第2項において準用する同法第234条第2項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由

【変更前】

上記「1. 株式併合の目的及び理由」に記載のとおり、本株式併合により、公開買付者及び本不応募合意株主以外の株主の皆様の所有する株式の数は1株に満たない端数となる予定で

す。本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じとします。）第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。）に相当する数の株式を売却し、その売却により得られた代金を株主の皆様に対して、その端数に応じて交付いたします。当該売却について、当社は、本株式併合が、当社の株主を公開買付者及び本不応募合意株主のみとする目的とする本取引の一環として行われるものであること、また、当社株式が2026年1月9日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性は低いと考えられること、及び当社において自己株式数を増加させる必要も存しないことなどを踏まえて、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て、当該端数の合計数に相当する当社株式を公開買付者に売却することを予定しております。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前日である2026年1月13日時点の当社の最終の株主名簿において株主の皆様が所有する当社株式の数に本公開買付価格と同額である2,750円を乗じた金額に相当する金銭が、各株主の皆様に交付されるような価格に設定する予定です。但し、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

【変更後】

上記「1. 株式併合の目的及び理由」に記載のとおり、本株式併合により、公開買付者及び本不応募合意株主以外の株主の皆様の所有する株式の数は1株に満たない端数となる予定です。本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じとします。）第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。）に相当する数の株式を売却し、その売却により得られた代金を株主の皆様に対して、その端数に応じて交付いたします。当該売却について、当社は、本株式併合が、当社の株主を公開買付者及び本不応募合意株主のみとする目的とする本取引の一環として行われるものであること、また、当社株式が2026年1月14日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性は低いと考えられること、及び当社において自己株式数を増加させる必要も存しないことなどを踏まえて、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て、当該端数の合計数に相当する当社株式を公開買付者に売却することを予定しております。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前日である2026年1月15日時点の当社の最終の株主名簿において株主の皆様が所有する当社株式の数に本公開買付価格と同額である2,750円を乗じた金額に相当する金銭が、各株主の皆様に交付されるような価格に設定する予定です。但し、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

(ii) 売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

【変更前】

当社は、本株式併合の効力発生日から売却に係る一連の手続に要する期間を考慮し、上記のとおり、それぞれの時期に、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却が行われ、また、当該売却により得られた代金の株主の皆様への交付が行われるものと判断しております。なお、当該売却代金は、本株式併合の効力発生日の前日である2026年1月13日時点の当社の最終の株主名簿における各株主の皆様に対し、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付する予定です。

【変更後】

当社は、本株式併合の効力発生日から売却に係る一連の手続に要する期間を考慮し、上記のとおり、それぞれの時期に、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却が行われ、また、当該売却により得られた代金の株主の皆様への交付が行われるもの

のと判断しております。なお、当該売却代金は、本株式併合の効力発生日の前日である2026年1月15日時点の当社の最終の株主名簿における各株主の皆様に対し、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付する予定です。

3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等

(1) 端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠及び理由

- ② 1株未満の端数株式が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項

【変更前】

また、当社は、本公開買付けに賛同し、株主の皆様に対して応募することを推奨する旨の意見を表明した後、本臨時株主総会の招集を決議した2025年11月20日付の当社の取締役会の開催時点に至るまでに、本公開買付価格に関する当社の判断の基礎となる諸条件に重大な変更が生じていないことを確認しております。

【変更後】

また、当社は、本公開買付けに賛同し、株主の皆様に対して応募することを推奨する旨の意見を表明した後、本臨時株主総会の招集を決議した2025年11月20日付の当社の取締役会の開催時点及び本臨時株主総会に付議する本株式併合に係る議案の内容の変更についての2025年11月25日付当社取締役会決議の時点に至るまでに、本公開買付価格に関する当社の判断の基礎となる諸条件に重大な変更が生じていないことを確認しております。

IV. 単元株式数の定めの廃止について

2. 廃止予定期日

【変更前】

2026年1月14日（予定）

【変更後】

2026年1月16日（予定）

V. 定款の一部変更について

2. 変更の内容

【変更前】

変更の内容は以下のとおりです。なお、当該定款変更は、第1号議案「株式併合の件」が本臨時株主総会において原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が生じることを条件として、本株式併合の効力発生予定期日である2026年1月14日に効力が発生するものといたします。

【変更後】

変更の内容は以下のとおりです。なお、当該定款変更は、第1号議案「株式併合の件」が本臨時株主総会において原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が生じることを条件として、本株式併合の効力発生予定期日である2026年1月16日に効力が発生するものといたします。

3. 定款変更の日程

【変更前】

2026年1月14日（予定）

【変更後】

2026年1月16日（予定）

以上